

平成29年 7月14日

保護者のみなさんへ

京都市立西京高等学校定時制

校長 竹田 昌弘

台風に対する非常措置についてのおしらせ

本校・園においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ① 午前8時の段階で解除されている場合、平常授業。
- ② 午前8時の段階で特別警報が発令されていて、午後0時までに解除された場合、2時限目（5時30分）より授業を行う。
- ③ 午後0時の段階で特別警報が発令されている場合、2時限目以降も授業を行わず、臨時休業とする。

在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

2 暴風警報について

登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ① 午後2時の段階で「暴風警報」が解除されている場合は平常授業。
- ② 午後2時の段階で「暴風警報」が発令されていて、午後4時までに解除になった場合は2限目（5時30分）より授業を行う。
- ③ 午後4時現在、「暴風警報」が発令されている場合、2時限目以降も授業を行わず、臨時休業とする。

在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

平成29年 7月14日

保護者のみなさんへ

京都市立西京高等学校定時制

校長 竹田 昌弘

地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校まで発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(緊急連絡網/ホームページ)により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、生徒にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。